

令和5年6月28日  
北海道電力株式会社

## 七飯発電所 灌漑放流設備の損傷に伴う灌漑用水放水停止への対応について

「原子力事業者防災業務計画」に記載し泊発電所に配備している「可搬型大容量海水送水ポンプ車、可搬型大型送水ポンプ車およびホース延長・回収車（以下、可搬型ポンプ車など）」を発電所外で使用するについて、6月23日と26日の原子力規制庁との面談にて説明した。

しかし、以下の理由により、可搬型ポンプ車などによる給水を必要とする7月の深水期（水田の水位を深くする時期：7月6日～15日）に間に合わないと考えることから、標記対応での可搬型ポンプ車などの使用は取り止めることとした。

### <理由>

- ・可搬型ポンプ車などの発電所外での使用にあたっては、現在のプラント状態における予備の資機材であっても「原子力事業者防災業務計画」の修正が必要であり、北海道庁および地元との修正協議期間（修正の届出を行う60日前までに協議を開始）など対応に相当の期間を要する。

以 上